

大垣市専用水道・簡易専用水道の手引き

令和7年4月【改訂】

大垣市生活環境部環境政策課

目 次

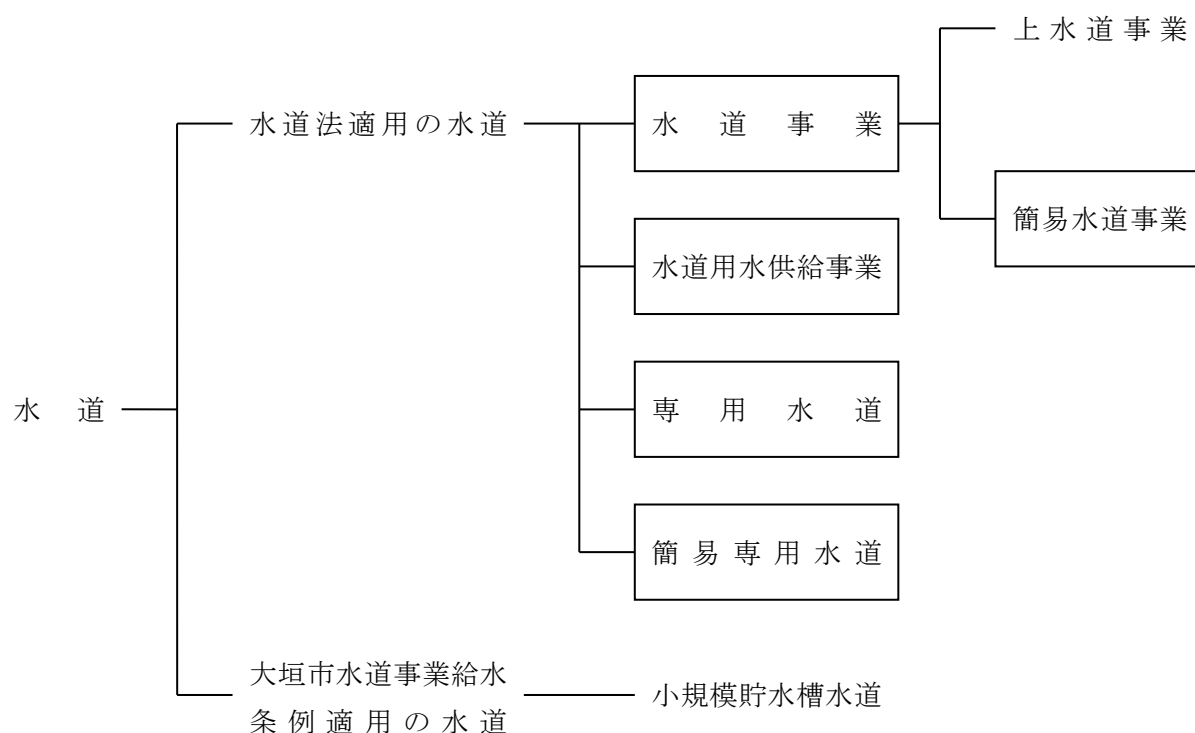
I	はじめに	2
II	専用水道・簡易専用水道とは	2
1	専用水道	2
2	簡易専用水道	3
III	専用水道の設置者の義務	3
1	専用水道の設置等に係る届出	3
2	専用水道の維持管理	4
(1)	管理体制の整備	4
(2)	衛生管理	6
(3)	施設管理	7
(4)	水質管理	7
(5)	水質検査計画	8
(6)	水質検査の委託	8
(7)	薬品の管理	9
(8)	健康診断	9
3	市への報告	10
IV	行政指導	10
1	届出等の指導	10
2	立入検査・改善指導	10
3	改善の指示・給水停止命令	10
V	汚染事故等の緊急時の措置	10
VI	水質基準及び検査頻度一覧表	11
VII	大垣市専用水道及び簡易専用水道事務取扱要綱	12
VIII	大垣市簡易専用水道取扱要領	15
IX	小規模貯水槽水道について	19
1	小規模貯水槽水道とは	19
2	小規模貯水槽水道の管理及び水質検査	19
X	専用水道・簡易専用水道に関する問い合わせ先	19

I はじめに

一般に「水道」と言えば市町村水道が上げられますが、次に示すようにいろいろな種類があります。

その中で専用水道及び簡易専用水道を設置している者及びこれから設置しようとしている者は、この「大垣市専用水道・簡易専用水道の手引き」を参考とし、諸手続きや維持管理など飲料水の安全確保に万全を期すようお願いします。

水道の種類（「☐」は水道法上の用語）



II 専用水道・簡易専用水道とは

1 専用水道

- 水道法第3条第6項において「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道のみであって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。

- ① 100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの。
- ② その水道施設の1日最大給水量（1日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。）が政令で定める基準を超えるもの。

- 水道法施行令第1条第1項には、水道法第3条第6項、ただし書きに規定する政令で定める基準は次のとおりである。
 - ① 口径25ミリメートル以上の導管の全長1,500メートル
 - ② 水槽の有効容量の合計100立方メートル
- 同条第2項には、水道法第3条第6項第2号に規定する政令で定める基準は、人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために使用する水量が20立方メートルであることとする。

2 簡易専用水道

- 水道法第3条第7項において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。
- 水道法施行令第2条には、水道法第3条第7項ただし書きに規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10立方メートルであることとする。
 - ※ 事務所や店舗などの用途（特定用途）に用いる、延べ面積3,000㎡以上の建築物（学校教育法第1条に規定する学校の場合は8,000㎡以上）においては、別途、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（通称、ビル管理法）の適用がある。

III 専用水道の設置者の義務

1 専用水道の設置等に係る届出

（1）新設工事や増設又は改造工事をする場合

少なくとも工事を着手する30日前に専用水道布設工事設計確認申請書（第1号様式）により、市環境政策課へ申請してください。

工事の着手は、市からの専用水道の布設工事設計の確認について（第3号様式）を受けてから始めてください。

（2）給水を開始する場合

当該工事が完了したときは、給水を開始する前に、水質検査結果書写、水道施設検査書（第5号様式）及び水道技術管理者選任届を添付して、給水開始前届（第4号様式）を市環境政策課へ提出してください。

- ① 給水開始前の水質検査は、新設、増設又は改造に係る施設を経た給水栓の水について、別表の水質基準項目のすべての検査（50項目）及び残留塩素の検査をしてください。

この場合、採水場所の選定は、水道施設の構造、配管の状態を考慮して最も効果的な場所（例えば、配水管の末端等の水が滞留しやすい場所など）を選んでください。

- ② 給水開始前の施設検査は、専用水道の設置者により選任された水道技術管理者が新設、増設又は改造に係る施設（影響の及ぶ既設を含む）について、法第5条に定める施設基準に適合していることを確認してください。

（3）確認申請書の記載事項に変更のあった場合

給水開始前届を提出する前に、専用水道の設計確認申請書に変更があった場合は、速やかに専用水道確認申請書記載事項変更届出書（第6号様式）を市環境政策課へ提出してください。

(4) 既設の水道施設が専用水道に該当するに至った場合

専用水道でない水道が、水道施設の工事を伴わず給水人口が居住者100人を超えた場合は、あらたに専用水道の適用を受けることとなった日から起算して30以内に専用水道届出書（第7号様式）に必要書類を添付して市環境政策課へ提出してください。

(5) 申請書等の記載事項に変更のあった場合

給水開始後に提出した申請書等の記載事項に変更があった場合は、専用水道変更届（第8号様式）に必要書類を添付して市環境政策課へ提出してください。

(6) 廃止する場合（布設工事を中止し、専用水道とする意思がなくなった場合も含む。）

給水人口の減少、施設の規模の縮小又は消滅等により専用水道としての要件を失った場合や専用水道の布設工事設計の確認について（第3号様式）を受けた後、工事に着手したが、その工事が取りやめになったときは専用水道廃止届（第9号様式）を市環境政策課へ提出してください。

2 専用水道の維持管理

専用水道の日常的な維持管理については、水質基準を常に満足し、良質な水を供給するため以下のことに十分留意してください。

(1) 管理体制の整備

① 水道技術管理者の設置

専用水道の設置者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため水道技術管理者を置かなければなりません。その任免は、設置者が自ら行うものであり、法で定める資格を有するものであることを確認して選任してください。

【水道技術管理者の業務内容】

- ア. 水道施設が施設基準（法第5条）に適合しているかどうかの検査
- イ. 給水開始前の水質検査及び施設検査（法第13条）
- ウ. 給水装置の構造及び材質が基準（法第16条）に適合しているかどうかの検査
- エ. 定期及び臨時の水質検査（法第20条）
- オ. 水道施設の従業員の定期及び臨時の健康診断（法第21条）
- カ. 塩素消毒などの衛生上の措置（法第22条）
- キ. 給水の緊急停止（法第23条）
- ク. 給水停止命令による給水停止（法第37条）

【水道技術管理者の資格要件】

実務経験年数					
水道技術管理者としての基礎教育を受けた者	専攻の種別	土木工学		土木工学以外の工学及び理学・農学医学・薬学	工学・理学農学・医学薬学以外の学部・学科
		衛生工学 水道工学を専攻	衛生工学 水道工学を専攻		
	新制大学院 大学の専攻科	1 以上 (6 ヶ月以上)	2 年以上 (1 年以上)	—	—
	新制大学	2 年以上 (1 年以上)	3 年以上 (1 年 6 ヶ月以上)	4 年以上 (2 年以上)	5 年以上 (2 年 6 ヶ月以上)
	旧制大学	2 年以上 (1 年以上)		4 年以上 (2 年以上)	5 年以上 (2 年 6 ヶ月以上)
	短期大学 高等専門学校 旧専門学校	5 年以上 (2 年 6 ヶ月以上)		6 年以上 (3 年以上)	7 年以上 (3 年 6 ヶ月以上)
	高等学校 旧中等学校	7 年以上 (3 年 6 ヶ月以上)		8 年以上 (4 年以上)	9 年以上 (4 年 6 ヶ月以上)
	その他	①10 年以上(5 年以上)水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 ②外国の学校において上記の学科目に相当する学科目を、上記に規定する学校において習得する程度と同等以上に習得した後、それぞれの欄に規定する経験年数を有する者 ③厚生労働大臣が認定する講習を修了した者 ④技術士法の第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る)であって、1 年(6 ヶ月)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者			

※数字は水道に関する技術上の実務に従事した経験年数である。

ただし、()内は簡易水道及び 1 日最大給水量 1,000m³以下の専用水道の場合である。

② 図面等の整備

水道施設の維持管理を行っていく上で必要な配管系統図等主要施設の各種図面、書類及び工具検査機器等は、必ず整備保管しておいてください。

③ 記録の保存

施設の点検、清掃、修理及び従事者の健康診断並びに水質検査を行ったときは、その記録を保全してください。

なお、保存期間は次のとおりですが、できる限り長期保存に努めてください。

給水開始前の水質検査及び施設検査の記録	5 年
定期及び臨時の水質検査の結果	
定期及び臨時の健康診断の結果	1 年
施設の点検、清掃、修理等の実施記録	

④ その他

平常より水道施設や水源の監視を強化し、水道原水による魚類の飼育、児童水質監視機器を導入するなど、毒物劇物による汚染の早期発見に努め、水源又は施設の異常を発見した時は、直ちに適切な対策が講じられるよう連絡通報体制を整備し、関係者に周知しておいてください。

(2) 衛生管理

① 立入禁止措置

水源及び各施設の周囲にみだりに人畜が立ち入ることのないように柵を設け、施錠管理する等のほか汚染防止のための一般の注意を喚起するに必要な標札、立札掲示等をしてください。

② 汚染の防止

水源及び各施設の周辺は常に清掃を行い、汚物等によって水が汚染されないよう留意してください。

また、施設の構内においては、便所、廃棄物集積場、汚水溜等の施設は汚水の漏れない構造とし、排水は良好な状態にしておくとともに、し尿を用いる耕作並びに家畜等の放し飼い等をしないでください。

③ 残留塩素の保持

給水栓における水が遊離残留塩素を $0.1 \text{ mg} / \ell$ (結合残留塩素の場合 $0.4 \text{ mg} / \ell$) 以上保持するよう消毒設備の調整を常に行うとともに、事故に備えて必ず予備の消毒薬を用意してください。

また、病原生物による汚染の疑いがある場合は、遊離残留塩素を $0.2 \text{ mg} / \ell$ (結合遊離残留塩素の場合は $1.5 \text{ mg} / \ell$) 以上としてください。

(3) 施設管理

① 定期点検

水道施設各部（取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水の各施設）について定期的に点検を行い、施設基準に適合しているかどうかを確認するとともに清潔に保持及び異常の発見に努めてください。

② 水槽等の定期的な清掃

受水槽、高置水槽等は1年に1回以上定期的に清掃するほか、水あかや沈積物が多い場合及び汚染があった場合は随時清掃を行ってください。

(4) 水質管理

専用水道により供給される水は、別表に掲げる水質基準に適合しなければなりません。

専用水道の設置者は、次のとおり水質検査を実施し、給水栓の水が水質基準に適合しているかを確認し、適合していない場合は、その原因を究明し対策を講じてください。

① 定期の水質検査

I 毎日の水質検査

色及び濁り並びに消毒の残留効果（残留塩素）について1日1回以上検査を行ってください。

II 定期の水質検査

専用水道設置者は、水道技術管理者の関与の下、水道法施行規則に基づき、定期の水質検査の事項及び回数等の実施計画を水質管理計画として定め、この計画に基づき検査を実施してください。

ア. おおむね1か月に1回以上行う検査

- i 水質基準に関する省令の表中1、2、38、46～51の項までの事項についてはおおむね1か月に1回以上検査を行ってください。これらの事項については、検査を省略することはできません。
- ii 水質基準に関する省令の表中42、43の項の事項については、水源における当該物質を産出する藻類の発生状況から検査を実施する必要があることが明らかであると認められる時期を除き、1か月に1回以上検査を行ってください。

イ. おおむね3ヶ月に1回以上行う検査

水質基準に関する省令の表中の1、2、38、42、43、46～51の項までの事項以外の事項については、おおむね3ヶ月に1回以上検査を行ってください。

このうち、水質基準に関する省令の表中10、21～31の項までの事項については、検査の回数を減じ又は検査を省略することはできません。

ウ. 検査の回数を減じ又は検査を省略できる事項

- i おおむね1か月に1回以上検査を行わなければならない事項のうち、水質基準に関する省令の表中38、46～51の項までの事項については、自動測定装置及び日常点検等により監視並びに測定及び記録がされている場合は、おおむね3ヶ月に1回以上まで検査の回数を減じることができます。
- ii おおむね3ヶ月に1回以上検査を行わなければならない事項のうち、水質基準に関する省令の表中10、21～31の項までの事項以外の事項については、過去3年間に於いて水源の種別、取水地点又は浄水方法が変更されず、水源に水又は汚染物質を排出す

る施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認める場合において、過去3年間の検査結果の最大値が、基準値の5分の1以下であるときはおおむね1年に1回以上、10分の1以下であるときはおおむね3年に1回以上まで検査の回数を減じることができます。

iii 水質基準に関する省令の表中1、2、9～11、21～25、27～31、38、46～51の項までの事項以外の事項については、過去の検査結果及び原水並びに水源及びその周辺の状況等から検査を省略できます。

iv 検査の省略を行った場合であっても、おおむね3年に1回程度は、省略した項目について水質検査を行い、水質の状況に変化がないことを確認してください。

② 臨時の水質検査

専用水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがあるときに行うもので、定期の検査項目に準じて実施してください。

また、臨時の水質検査は次のような場合に実施してください。

ア. 水源の水質が著しく悪化したとき

イ. 水源に異常があったとき

ウ. 水源付近、給水区域及びその周辺において、消化器系感染症が流行しているとき

エ. 浄水工程に異常があったとき

オ. 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき

カ. その他必要があるとき

なお、臨時の水質検査を行った事項は、定期の水質検査に代えることができます。

③ 原水の水質検査

原則として、すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期（降水、洪水、渇水等）を選定して、年1回以上、水質基準に関する省令の表中21～31の項以外の項目について実施してください。

ただし、浄水受水専用水道並びに井戸等の自家用水道（一部及び全部）を原水とする施設であって塩素消毒のみを行っている施設については、必要に応じて検査を実施してください。

（5）水質検査計画

毎事業年度の開始前に、以下の内容について水質検査計画を策定してください。

ア. 水質管理において留意すべき事項のうち、水質検査計画に関するもの

イ. 定期の水質検査を行う項目については、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由

ウ. 検査を省略する項目については、当該項目及びその理由

エ. 臨時の水質検査に関する事項

オ. 原水の水質検査に関する事項

カ. 法第20条第3項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容

（6）水質検査の委託

① 水質管理を強化するためには、自己検査施設を設けることが最も望ましいですが、水質検査を委託して実施する場合は、地方公共団体の機関又は水道法第20条で厚生労働大臣の登録を受けた者に委託することができます。

なお、委託する水質検査機関を選定する際には、試料の採取地点から検査施設へ試料の運搬手段や運搬経路にも着目し、試料の採取、運搬及び水質検査を速やかに実施できる水質検

査機関であることを確認してください。

- ② 水質検査を水質検査機関に委託する場合は、次の事項が明記された契約書により、水質検査機関と直接契約を締結してください。

なお、臨時検査の委託契約を定期検査の委託契約を別途締結する場合は、定期検査の委託契約において、臨時検査は別の契約に基づき委託することを明記してください。

ア. 委託する水質検査の項目

イ. 定期検査の時期及び回数

ウ. 委託に係る料金

エ. 試料の採取又は運搬を委託するときは、その採取又は運搬の方法（採取日程、採取地点、試料容器、採取方法、運搬主体及び運搬方法）

オ. 水質検査の結果の根拠となる書類（分析日時及び分析を実施した検査員の氏名を示した書類、検量線、クロマトグラム並びに濃度計算書）

カ. 臨時検査の実施の有無

- ③ 委託契約書をその契約の終了の日から5年間保存してください。

- ④ 委託料が受託業務を遂行するのに足りる額であることを確認してください。

- ⑤ 試料の採取又は運搬を専用水道の設置者が自ら行う場合は、採取した試料を水質検査機関に速やかに引き渡してください。

（7）薬品の管理

- ① 液化塩素を使用する場合は、「高圧ガス保安法」、「一般高圧ガス保安規則」等関係法令・基準を遵守し、防毒面、塩素中和装置等の保安用具設備を整備しておいてください。

- ② 次亜塩素酸ナトリウム溶液その他浄水処理に使用する薬品については、その使用方法是適正に行うとともに、その使用量、保管量を記録するなどの薬品の安全管理には万全を期してください。

（8）健康診断

専用水道の設置者は、取水場、浄水場又は配水池等において業務に従事している者及びこれらの敷地構内に居住している者を対象として次により定期及び臨時の健康診断を実施してください。

なお、健康診断の内容は、病原体がし尿に排泄される感染症の有無について行うこととし、感染性下痢症及び各種下痢腸炎等にも注意することが必要です。

病原体検索は主として便について行い、必要に応じ尿、血液その他についても実施してください。

- ① 定期の健康診断

上記対象者についておおむね6ヶ月毎に行ってください。

- ② 臨時の健康診断

検診対象者に、病原体がし尿に排泄される感染症が発生した場合、又は発生するおそれがある場合には、発生した感染症又は発生するおそれのある感染症について実施してください。

3 市への報告

専用水道施設についての水質検査の結果については、次のとおり定期的に市環境政策課に報告してください。

	検査の種類	報告の期限
水 質 検 査	定期の水質検査	翌月末
	臨時の水質検査	結果判明後
	原水の水質検査	

Ⅳ 行政指導

1 届出等の指導

設置者に届出及び維持管理の指導をします。

2 立入検査・改善指導

市職員（環境政策課及び水道課職員）は、現地立入、帳簿、水質検査、施設管理状況等を検査します。

また、検査の結果、衛生上問題がある場合等は、必要な措置をとるよう指導します。

3 改善の指示・給水停止命令

専用水道施設が施設基準に適合しなくなり、かつ、利用者の健康を守るため緊急に必要なものと認められる場合であって、改善指導に従わないときは、必要な改善をすべき旨を指示することがあります。

また、改善の指示に従わず、給水を維持することによって利用者の健康・利益を阻害すると認められるときは、改善するまでの間、給水の停止を命令することがあります。

Ⅴ 汚染事故等の緊急時の措置

万一、災害、事故その他により水道水が汚染され、給水する水が人の健康を害する恐れがあるときは、ただちに給水を停止し、関係者へ周知するとともに市へ連絡する等必要な措置を講じてください。

また、断減水が生じた場合はその旨を市へ報告してください。

VI 水質基準及び検査頻度一覧表

※水質基準項目(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)

区分	NO	項目名	基準値	全 項 目 試 験	工 事 確 認 申 請	給 水 開 始 前	定期の水質検査の 頻度及び項目 (浄水受水以外)			定期の水質検査の 頻度及び項目 (浄水受水)			原 水 検 査	備 考
							月 1 回 以 上	3 ヶ 月 に 1 回 以 上	3 年 に 1 回 は 全 項 目 検 査	月 1 回 以 上	3 ヶ 月 に 1 回 以 上	3 年 に 1 回 以 上		
健康に 関する 項目	1	一般細菌	100 個/mL以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	病原微生物
	2	大腸菌	検出されないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	○	○	○		*	○		◇		○	金属類
	4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	○	○	○		*	○		◇		○	
	5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	○	○	○		*	○		◇		○	
	6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	○	○	○		*	○			○	○	
	7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	○	○	○		*	○		◇		○	
	8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	○	○	○		*	○		◇		○	
	9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	○	○	○		*	○			○	○	無機物
	10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	○	○	○		○	○		○		○	消毒副生成物
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	○	○	○		*	○			○	○	
	12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	○	○	○		*	○		◇		○	無機物
	13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	○	○	○		*	○		◇		○	
	14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	○	○	○		*	○		◇		○	有機物
	15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	○	○	○		*	○		◇		○	
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	○	○	○		*	○		◇		○	
	17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	○	○	○		*	○		◇		○	
	18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	○	○	○		*	○		◇		○	
	19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	○	○	○		*	○		◇		○	
	20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	○	○	○		*	○		◇		○	
	21	塩素酸	0.6 mg/L以下	○		○		○	○		○			消毒剤・ 消毒副生成物
	22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	○		○		○	○		○			
	23	クロホルム	0.06 mg/L以下	○		○		○	○		○			
	24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	○		○		○	○		○			
	25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	○		○		○	○		○			
	26	臭素酸	0.01 mg/L以下	○		○		○	○		○			
	27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	○		○		○	○		○			
	28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	○		○		○	○		○			
	29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	○		○		○	○		○			
	30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	○		○		○	○		○			
	31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	○		○		○	○		○			
性状に 関する 項目	32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	○	○	○		*	○			○	○	金属類
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	○	○	○		*	○		◇		○	
	34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	○	○	○		*	○			○	○	
	35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	○	○	○		*	○			○	○	
	36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	○	○	○		*	○		◇		○	無機物
	37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	○	○	○		*	○		◇		○	金属類
	38	塩化物イオン	200 mg/L以下	○	○	○	●		○		○		○	その他
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	○	○	○		*	○		◇		○	無機物
	40	蒸発残留物	500 mg/L以下	○	○	○		*	○			○	○	
	41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	○	○	○		*	○		◇		○	有機物
	42	ジェオスミ	0.00001 mg/L以下	○	○	○	□		○	◇			○	
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	○	○	○	□		○	◇			○	
	44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	○	○	○		*	○		◇		○	
	45	フェノール類	0.005 mg/L以下	○	○	○		*	○		◇		○	
	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	○	○	○	●		○		○		○	その他
	47	pH値	5.8以上8.6以下	○	○	○	●		○		○		○	
	48	味	異常でないこと	○	○	○	●		○		○		○	
	49	臭気	異常でないこと	○	○	○	●		○		○		○	
	50	色度	5度以下	○	○	○	●		○		○		○	
	51	濁度	2度以下	○	○	○	●		○		○		○	
計				51	40	51	11	40	51	4	41	6	40	

- : 当該項目について連続的な計測及び記録がなされている場合、3ヶ月に1回以上とすることができる。
 □: 水源における当該物質を産出する濃度の発生時期に併せて月1回以上検査を実施すること。
 *: 原水の水質、過去の検査結果などから判断し、検査頻度を軽減することができる。
 ◇: 項目の省略を適用し、検査を省略することができる。省略を行った場合は、供給側の検査で水質を把握すること。

VII 大垣市専用水道及び簡易専用水道事務取扱要綱

大垣市専用水道及び簡易専用水道事務取扱要綱

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 専用水道（第2条―第9条）
- 第3章 簡易専用水道（第10条―第12条）
- 第4章 監督（第13条―第15条）
- 第5章 雑則（第16条・第17条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第6項に規定する専用水道及び同条第7項に規定する簡易専用水道に関する事務の適正かつ円滑な処理を図るため、法、水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 専用水道

（確認申請）

第2条 法第32条の規定により、専用水道の布設工事をしようとする者は、専用水道敷設工事設計確認申請書（第1号様式）に法第33条第1項に規定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 法第33条第5項の規定により、市長は、前項の申請書の内容を審査し、必要に応じ調査を行い、水道水源環境調査票（第2号様式）を作成し、施設基準に適合することを確認したときは、確認通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（給水開始前届）

第3条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定により、専用水道の設置者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造し、その施設を使用して給水を開始しようとするときは、給水開始前届（第4号様式）に水質検査結果書の写し及び水道施設検査書（第5号様式）を添付して、あらかじめ市長に届け出なければならない。

（確認申請記載事項変更届）

第4条 法第33条第3項の規定により、専用水道の設置者は、前条の給水開始前届を提出する前に第2条の申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに専用水道確認申請書記載事項変更届（第6号様式）により市長に届け出なければならない。

（専用水道届出書）

第5条 給水人口の増加等により新たに専用水道となった水道の設置者は、専用水道となった日から起算して30日以内に専用水道届出書（第7号様式）に必要書類を添付して、市長に届け出なければならない。

(専用水道変更届)

第6条 専用水道の設置者は、第2条第1項、第4条及び前条に規定する申請書等の記載事項の変更(第4条に規定する届出を行う場合を除く。)並びに添付書類等の変更(水道施設の軽微な構造変更に限る。)をしようとするときは、専用水道変更届(第8号様式)に必要書類を添付して、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(廃止届)

第7条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止しようとするときは、専用水道廃止届(第9号様式)に必要書類を添付して、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(水道技術管理者選任(変更)届)

第8条 法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により、専用水道の設置者は、水道技術管理者を選任し、又は変更したときは、水道技術管理者選任(変更)届(第10号様式)に必要書類を添付して、市長に届け出なければならない。

(業務の委託)

第9条 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定により、専用水道の設置者は、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を委託したときは、委託水道業務届(第11号様式)に必要書類を添付して、遅滞なく市長に届け出なければならない。

第3章 簡易専用水道

(設置届)

第10条 簡易専用水道の設置者は、給水開始後30日以内に簡易専用水道設置届(第12号様式)に必要書類を添付して、市長に届け出なければならない。

(変更届)

第11条 簡易専用水道の設置者は、前条に規定する設置届の内容に変更が生じたときは、簡易専用水道変更届(第13号様式)に必要書類を添付して、市長に届け出なければならない。

(廃止届)

第12条 簡易専用水道の設置者は、給水開始後において簡易専用水道を廃止したときは、簡易専用水道廃止届(第14号様式)により市長に届け出なければならない。

第4章 監督

(立入検査及び通知)

第13条 市長は、当該職員に法第39条第2項及び第3項の規定により立入検査を実施させたときは、その検査結果を水道立入検査結果等通知書(第15号様式)により設置者に通知するものとする。

(改善の指示等)

第14条 市長は、法第36条の規定により改善等を行うべき旨を指示しようとするときは、専用水道又は簡易専用水道の設置者に弁明の機会を与え、その改善等に必要な期間を設けるものとする。

2 専用水道又は簡易専用水道の設置者は、法第36条に規定する指示等を受けたときは、当該事項についての改善実施計画書(第16号様式)を指定の日までに市長に提出し、及び改善が完了したときは、改善完了報告書(第17号様式)を改善が完了した日から30日以内に市長に提出しなければならない。

(給水停止命令)

- 第15条 市長は、専用水道又は簡易専用水道の設置者が改善の指示に従わず、かつ、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、法第37条の規定により、その指示にかかる事項を履行するまでの間、給水の停止を命ずるものとする。設置者が、水道技術管理者の変更勧告に従わず、かつ、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。
- 2 市長は、前項の規定により給水の停止を命じようとするときは設置者に弁明の機会を与えるとともに、給水の停止を命じたときは、給水停止命令書（第18号様式）により設置者に通知するものとする。

第5章 雑則

(事故発生時の措置)

- 第16条 専用水道又は簡易専用水道の設置者は、水道の断減水、水質汚染事故、水道施設災害等が発生し、人の健康を害し、又は害する恐れが生じたときは、直ちに水質異常・断減水等事故報告書（第19号様式）により市長に報告するとともに、応急措置等を適切に講じなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する報告を受けたときは、必要に応じ当該職員にその原因を調査させるとともに、設置者に対し必要な措置を指示するものとする。

(その他)

- 第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

Ⅷ 大垣市簡易専用水道取扱要領

大垣市簡易専用水道取扱要領

決裁：平成25年3月31日

改定日：令和元年10月1日

第1 規制の対象について（水道法第3条第7項、同法施行令第2条関係）

規制の対象となる簡易専用水道は、次の各号に掲げる要件を備えているものであること。

- 1 水道事業から供給を受ける水のみを水源とするものであること。

したがって、水源とする水の全部又は一部が井戸等の自己水源による場合は、除かれること。

- 2 当該施設により供給される水が、飲用に供されるものであること。

したがって、事業所等に設置されるもの及び消防用設備等として設置されるものであって、まったく飲用に供されることのないものは除かれるものであること。

- 3 水槽の有効容量の合計が、10立方メートルを超えるものであること。

- (1) 「有効容量」とは、水槽において適正に利用可能な容量をいい、水槽の最高水位と最低水位との間に貯留される水の容量をいう。

ア. 最高水位は、オーバーフロー管の越流水位とし、オーバーフロー管がない場合は、ボールタップ等による流入停止水位とする。

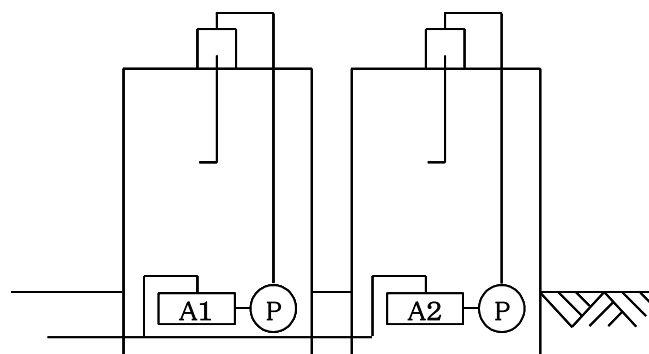
イ. 最低水位は、流出管又は揚水管の開口部が水平に設置されている場合は管頂から管径の1.5倍上部の水位、又垂直に設置されている場合は吸込部の上端から管径の1.5倍上部の水位とする。

ウ. それぞれの水位が確認できないものにあつては、水槽の掃除等の際に明確にし、有効容量を決定するよう設置者を指導すること。

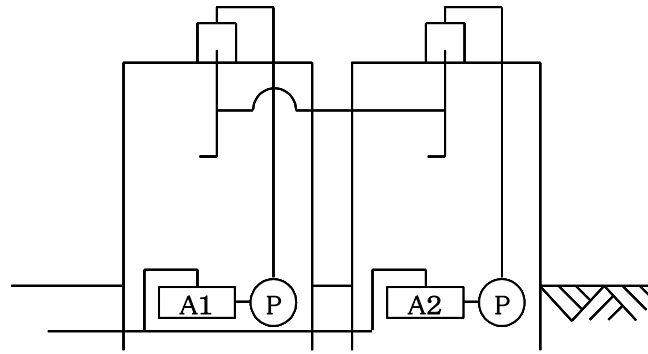
- (2) 有効容量算定の対象となる水槽は、通常受水槽といわれるものに限定されること。

なお、2以上の水槽を有する場合の有効容量の算定にあつては、次によること。

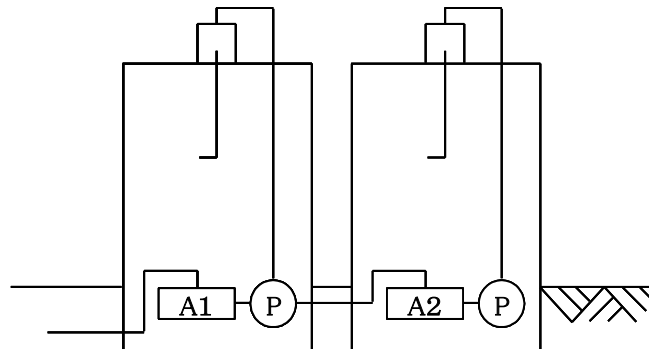
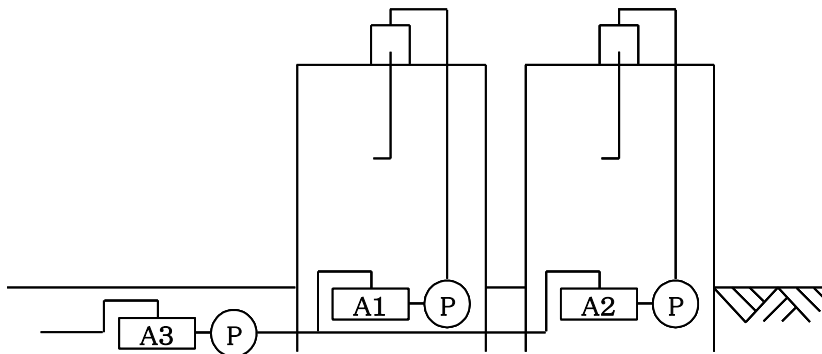
ア. それぞれの受水槽に係る給水系統が相互に連結されていない場合は、それぞれの受水槽に係る給水系統が個々の独立した簡易専用水道であり、有効容量はそれぞれについてA1及びA2とする。



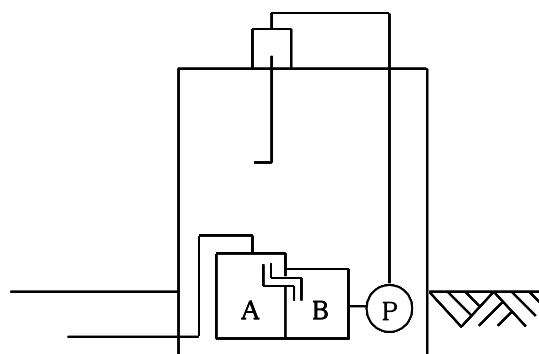
イ. それぞれの受け水槽に係る給水系統が相互に連結されている場合は、合計量A1+A2とする。



ウ. それぞれの受水槽が相互に連結されている場合は、合計量 $A1 + A2 + A3$ 、 $A1 + A2$ とする。



エ. 消防用等飲用以外の目的に設置された水槽と飲用に供する水槽が連結されている場合は、 $A + B$ とする。



A : 消防用等
B : 飲 用

第2 簡易専用水道設置者の管理義務について（水道法第34条の2第1項、同法施行規則第55条関係）

1 簡易専用水道の設置者は、次の管理義務を負うものであること。

（1）水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。

この水槽の掃除については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法第20号。以下「建築物衛生法」という。）によりその所在地を所管する都道府県知事の登録を受けた者の活用を図るよう指導すること。

なお、消防用設備等と共用されている簡易専用水道の掃除にあたって、水槽内の水を抜く等により消防用設備の機能が低下するおそれのあるときは、あらかじめ現地消防機関に連絡する等不測の事態に対する配慮を行うよう指導すること。

（2）水槽のき裂等により水槽内に有害物、汚水等の混入がないよう定期的に点検を行い、欠陥を発見したときは、速やかに改善の措置を講ずること。

その他、地震、凍結、大雨等水質に影響を与えるおそれのある事態が発生したときも、速やかに水槽の点検を行うこと。

（3）給水栓における水の色、濁り、臭い、味等の外観及び残留塩素の有無に注意し、これらに異常があるとき、又は水槽内の水が汚染された疑いのあるときは、必要な水質検査を実施し、その安全性の確認を行うこと。

（4）供給する水が、人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、又その旨を利用者等に知らせること。

2 上記1の管理については、帳簿を備え、記録し、3年間保存するよう指導すること。

なお、（3）については、毎日記録することが望ましいこと。

3 設置者が自ら管理を行わない場合には、実際に管理を担当する者を明確にすること。

また、2以上の者が共同で設置しているものにあつては、その代表者を明確にし管理させること。

第3 簡易専用水道の検査について

（水道法第34条の2第2項、法第54条第1項第8号、同法施行規則第56条関係）

1 検査は、次により行われるものであること。

（1）この検査は、水道法第34条の2第2項の規定に基づいて登録を受けた検査機関（以下「登録検査機関」という。）が実施する。

（2）検査は、設置者の依頼に基づき実施する。

（3）検査の依頼は、登録検査機関が用意する検査依頼書によりなされること。

（4）検査終了後は、「簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項」（平成15年厚生労働省告示第262号）の第7に基づき設置者に対し検査済みを証する書類が交付されるものであること。

（5）検査の結果、衛生上特に問題があると認める場合には、登録検査機関から直ちに設置者に対して当該簡易専用水道の設置場所を管轄する市長にその旨を報告するよう助言が行われるものであること。

2 当該検査は、建築物衛生法の適用がある簡易専用水道についても適用があること。

3 当該検査は、設置者自らがその管理の適否について検査を受けることによって、当該水道により供給される水の衛生確保をより実効あらしめるためのものであり、行政権限の行使に係るものではないが、検査義務に違反した設置者に対しては、罰則規定が適用されることに留意すること。

第4 立入検査等について（水道法第36条第3項、法第37条、法第39条第3項関係）

1 立入検査について

（1）設置者から市長に簡易専用水道の管理に係る検査の結果、衛生上特に問題があると認められた旨の報告があった場合の外、特に必要があると認めるときには、市長は簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして施設等に立ち入らせ、検査すること。

（2）立入検査等の結果をふまえ、必要な指導を行うこと。

設置者が、その指導に従わない場合等において、必要と認めるとき、改善指示、給水停止命令を行うが、その際、次の点に留意すること。

ア. 改善指示

簡易専用水道の管理が、法第34条の2第1項の厚生労働省令で定める基準に適合していないと認めるときに行う「清掃その他必要な措置」の指示については、関係設備の補修等が含まれること。

イ. 給水停止命令

給水停止命令は、上記指示を行った後、設置者が単にその指示に従わないというだけでなく、それによって当該水道を利用する者の健康が害されるか又は害されるおそれ具体的に予見できる等、著しく不適当な状態にある場合に行うものであること。

なお、当該簡易専用水道が消防用設備等と併用されている場合には、給水停止命令を発するに際し、消防用設備等の機能が低下するおそれのあるときは、現地消防機関に連絡するものとする。

2 建築物衛生法が適用される簡易専用水道に関する前記立入検査等については、同法の規定により行うこととし、水道法による規制を重複させないよう留意すること。

Ⅸ 小規模貯水槽水道

1 小規模貯水槽水道とは

マンション、病院、大規模店舗、3階以上の住宅などでは、水道水を「受水槽」という水槽に受けてから利用している施設が多くあります。

受水槽の有効容量が10m³以下の施設を「小規模貯水槽水道」といいます。小規模貯水槽水道の設置者は、安全で適切な水を利用者に供給するために、施設の衛生的な管理及び水質検査を行ってください。

【小規模貯水槽水道に該当しない施設】

- ・ 飲み水として使用しない施設（工業用水、消防用水等）
- ・ 地下水（井戸水）等水道水以外のものを貯留している施設

2 小規模貯水槽水道の管理及び水質検査（大垣市水道事業給水条例施行規則第20条）

（1）届出

小規模貯水槽水道を設置する場合、また、届け出ている設置者や構造に変更があったときは、すみやかに大垣市水道部水道課に届出書を提出してください。

（2）水槽の清掃

水槽の清掃を1年以内ごとに1回定期的に行ってください。

（3）水質検査

1年以内ごとに1回、定期的に設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行ってください。これらに異常があるとき、または水槽内の水が汚染された疑いのあるときは、必要な水質検査を実施し、その安全性の確認を行ってください。人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、また、その旨を利用者等に知らせてください。

（4）保守点検

水槽の亀裂等により水槽内に有害物、汚水等の混入がないように定期的に点検を行い、欠陥を発見したときは、すみやかに改善の措置を講じてください。

設置者が管理を行わない場合には、実際に管理を担当する者を明確にしてください。

3 小規模貯水槽水道の問い合わせ先

〒503-8601 大垣市丸の内2丁目29番地

大垣市水道部水道課配水設備グループ

電話 0584-81-4111 内線 2572

X 専用水道・簡易専用水道に関する問い合わせ先

〒503-8601 大垣市丸の内2丁目29番地

大垣市生活環境部環境政策課環境保全グループ

電話 0584-81-4111 内線 2413